

証券コード 2722

発送日 2024年8月6日

電子提供措置の開始日 2024年7月26日

株 主 各 位

名古屋市中村区上米野町四丁目20番地
株式会社 I Kホールディングス
代表取締役社長兼COO 長 野 庄 吾

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.ai-kei.co.jp/ir/library_stockholder



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2722/teiji/>



なお、当日のご出席に代えて書面(郵送)またはインターネットにより議決権を使用することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁のご案内に従って2024年8月22日(木曜日)午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年8月23日（金曜日）午前10時30分

2. 場 所 名古屋市中村区那古野一丁目47番1号
名古屋国際センター 別棟ホール
※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第43期（2023年6月1日から2024年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第43期（2023年6月1日から2024年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。




◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面（本招集ご通知の添付）をお送りしておりますが、電子提供措置事項のうち、事業報告における業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、連結計算書類における連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、計算書類における株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。したがって当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

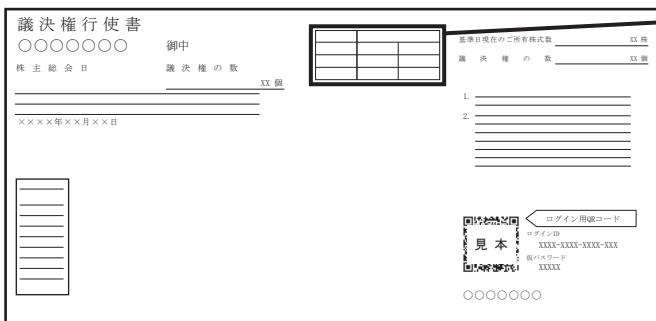


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日時</p> <hr/> <p>2024年8月23日（金曜日） 午前10時30分 （受付開始：午前10時00分）</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2024年8月22日（木曜日） 午後5時40分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2024年8月22日（木曜日） 午後5時40分入力完了分まで</p>
---	--	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| 第1号議案 | |
| ● 賛成の場合 | >> 「賛」の欄に○印 |
| ● 反対する場合 | >> 「否」の欄に○印 |
| 第2・3号議案 | |
| ● 全員賛成の場合 | >> 「賛」の欄に○印 |
| ● 全員反対する場合 | >> 「否」の欄に○印 |
| ● 一部の候補者に反対する場合 | >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。 |

※議決権行使書用紙はイメージです。

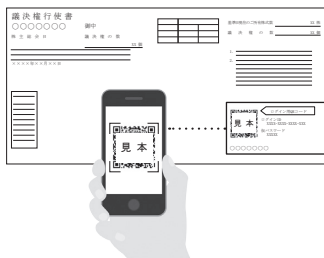
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

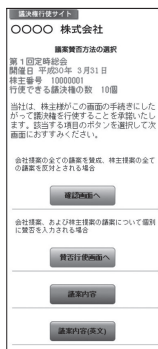
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

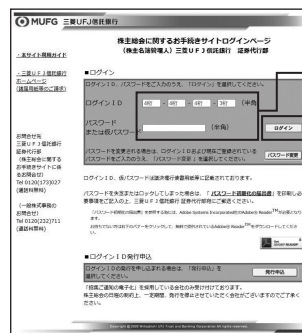


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2023年6月1日から
2024年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行され、人流の活発化やインバウンド需要の回復等により経済の正常化が一層進み景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、世界的な資源価格の高騰や為替の変動等を背景とした商品価格の値上げ等で消費マインドは依然として先行き不透明な状況が続くものと思われまます。

このような状況の下、当社グループはローリング方式による中期経営計画「IK WAY to 2026」を策定し、経営成績のV字回復達成に取り組んでまいりました。具体的には最重点商品と位置付けた韓国コスメのブースアップを図るため、売り場の拡大と新たなブランド獲得に向けたブランドホルダーとの交渉、エンドユーザーに響く販促活動に取り組んでまいりました。また、経営理念であります「ファンづくり」をより一層実践するため、人事考課の評価要素に「お客様立場主義の実践シート」を取り入れました。

売上面では、収益基盤でありますセールスマーケティング事業での売り場確保と雑貨部門の立て直し強化に努め、自社のTVショッピングにおいては、収益重視に徹し放映枠をさらに絞り込んだ事業展開を実践してまいりました。

人的資本の強化といたしましては、将来の幹部候補育成を目的とした第2次ジュニアボードメンバー及び同じく第2次ベビーボードメンバーを選定し、1年間にわたり研修を続けてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高140億49百万円（前期比0.9%減）、営業利益3億41百万円（前期は2億24百万円の営業損失）、経常利益3億40百万円（前期は2億5百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益2億29百万円（前期は4億63百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。（売上は外部顧客への売上高を記載しております。）

・ダイレクトマーケティング事業

TVショッピングにおいては、収益性に拘り媒体効率を意識した放映方針に転換し、放映枠を絞り込んだ結果、売上高は大幅に減少いたしました。一方で、WEBショッピングでは定期購入型商品等が堅調に推移いたしました。韓国コスメのリアルショップは前期末の13店舗から不採算店9店舗を閉鎖し、新たに「hince」1店舗を新設いたしましたことから5店舗となりました。これ

らにより売上高は35億92百万円（前期比10.4%減）となり、営業利益は1億19百万円（前期は3億27百万円の営業損失）となりました。

・セールスマーケティング事業

売上高は、基盤ルートの生協ルートではほぼ横ばいの61億55百万円（前年同期比3.2%減）、通販ルートは15億1百万円（前年同期比21.2%減）、店舗ルートは韓国コスメの拡販が好調であったことから23億1百万円（前年同期比68.5%増）となり、営業利益は7億97百万円となりました。

なお持株会社体制の移行に伴い、全社費用の区分把握が可能になり、報告セグメントの利益又は損失の測定方法を変更しております。このためセグメント別営業損益の対前期比は記載しておりません。

・ITソリューション事業

売上高は、主力商品であるチャットシステム「M-Talk」の売上は堅調であるものの僅かに微減し4億96百万円（前年同期比4.2%減）となり、営業利益は23百万円（前年同期比74.9%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1億26百万円で、その主なものはTVショッピングの映像制作及びソフトウェア等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として12億円の調達を行いました。

④ 子会社株式の売却の状況

当社は、2024年5月20日にITソリューション事業を営む子会社であるアルファコム株式会社の株式100%を、2024年6月28日付で株式会社クウゼンに譲渡する株式譲渡契約を締結いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 40 期 (2021年5月期)	第 41 期 (2022年5月期)	第 42 期 (2023年5月期)	第 43 期 (当連結会計年度) (2024年5月期)
売上高(千円)	20,754,610	16,335,372	14,179,066	14,049,266
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	730,620	△323,419	△205,196	340,056
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損 失 (△) (千円)	321,317	△905,533	△463,533	229,458
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△) (円)	42.60	△115.95	△60.34	29.79
総 資 産 (千円)	7,226,486	7,378,271	6,788,751	6,007,212
純 資 産 (千円)	3,557,475	2,504,647	1,970,395	2,170,245
1株当たり純資産額(円)	451.96	321.94	249.52	278.69

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第41期の期首から適用しており、第41期以降に係る財産及び損益については当該会計基準等を適用したあとの指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 40 期 (2021年5月期)	第 41 期 (2022年5月期)	第 42 期 (2023年5月期)	第 43 期 (当事業年度) (2024年5月期)
売上高(千円)	11,934,476	10,883,024	5,325,545	683,632
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	323,897	90,449	△477,219	67,071
当期純利益又は当期純 損 失 (△) (千円)	146,846	△147,630	△492,882	50,701
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△) (円)	19.47	△18.90	△64.16	6.58
総 資 産 (千円)	6,055,471	6,175,860	4,618,305	4,728,144
純 資 産 (千円)	2,933,621	2,638,720	2,076,561	2,105,454
1株当たり純資産額(円)	372.72	339.41	263.33	270.29

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第41期の期首から適用しており、第41期以降に係る財産及び損益については当該会計基準等を適用したあとの指標等となっております。
3. 第42期の売上高及び総資産等の大幅な変動は、2022年12月1日付の持株会社体制への移行によるものであります。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社アイケイ	10百万円	100.00%	生活協同組合等への卸売事業
株式会社フードコスメ	45百万円	100.00%	韓国化粧品の販売
株式会社プライムダイレクト	70百万円	100.00%	TVショッピング、WEBショッピング等
アルファコム株式会社	62百万円	97.87%	チャットシステム等の販売
艾瑞碧(上海)化粧品有限公司	3,270千中国元	60.00% (60.00%)	化粧品の販売等
I.K Trading Company Limited	3,100千香港ドル	100.00%	化粧品の販売等

(注) 1. 議決権比率欄の()内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

2. 当連結会計年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社アイケイ	名古屋市中村区上米野町四丁目20番地	2,521,592千円	4,728,144千円

(4) 対処すべき課題

国内経済は、新型コロナウイルス感染症の分類が5類に移行後、社会経済活動が緩やかな回復傾向にありますものの、世界的な資源価格の高騰、円安基調の為替相場、価格転嫁による物価の高騰などにより、引き続き不透明な環境が続くと予想されます。

このような状況の中、当社グループはローリング方式による中期経営計画「IK WAY to 2027」を作成し計画達成のための重点施策として韓国コスメのブーストアップを掲げました。韓国コスメの売上高No.1を目指すために、取り扱いブランドの拡充と店舗及びECでの販売を強化してまいります。

また、生協マーケットを主とするセールスマーケティング事業では、経営理念であります「ファンづくり」の実践として「お客様立場主義」の徹底を図り、お客様からの更なる信頼獲得を得ることで、収益基盤の確立に努めてまいります。

さらに、一歩後退しておりました海外事業は当社グループの拡大には欠かせないマーケットでありますことから、海外進出している企業とのアライアンス等により、新たな商流を築いてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2024年5月31日現在)

事業区分	事業内容
ダイレクトマーケティング事業	テレビショッピング、インターネットショッピング、リアル店舗での「SKINFOOD」、「hince」など韓国化粧品販売の小売事業等
セールスマーケティング事業	生活協同組合、通信販売会社、小売店舗、海外パートナー企業への卸売事業等
ITソリューション事業	チャットシステム、音声通話録音システムの販売等

(6) 主要な営業所 (2024年5月31日現在)

当 社	本 社：名古屋市中村区 本 店：名古屋市中村区
(連 結 子 会 社) 株 式 会 社 ア イ ケ イ	本 社：名古屋市中村区 東京支社：東京都中央区
(連 結 子 会 社) 株 式 会 社 フ ー ド コ ス メ	本 社：東京都中央区
(連 結 子 会 社) 株 式 会 社 プ ラ イ ム ダ イ レ ク ト	本 社：名古屋市中村区 東京支社：東京都中央区
(連 結 子 会 社) ア ル フ ァ コ ム 株 式 会 社	本 社：東京都千代田区
(連 結 子 会 社) 艾 瑞 碧 (上 海) 化 粧 品 有 限 公 司	中国上海市
(連 結 子 会 社) I. K T r a d i n g C o m p a n y L i m i t e d	香港九龍

(7) 使用人の状況 (2024年5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ダイレクトマーケティング事業	72(12)名	17名減 (6名減)
セールスマーケティング事業	78(9)名	6名減 (2名増)
ITソリューション事業	18(-)名	1名増 (-)
全 社 (共 通)	27(3)名	5名減 (8名減)
合 計	195(24)名	27名減 (12名減)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及びアルバイトは()内に年間の平均人員を外数で記載してお

ります。

2. ダイレクトマーケティング事業において、使用人数が前連結会計年度末と比較して17名減少しておりますが、その主な理由は営業店舗の閉店によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
27 (3) 名	5名減 (8名減)	37.3歳	10.2年

(注) 使用人数は従業員数であり、パート及びアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況 (2024年5月31日現在)

借 入 先	借 入 額 (千円)
株 式 会 社 愛 知 銀 行	650,943
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	504,960
株 式 会 社 り そ な 銀 行	277,527
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	185,670
株 式 会 社 十 六 銀 行	114,430
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	16,650

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(子会社株式の譲渡)

当社は、2024年5月20日開催の取締役会において、当社の連結子会社でITソリューション事業を営むアルファコム株式会社の発行済株式の100%を株式会社クウゼンに譲渡することを決議し、同日付で2024年6月28日を譲渡期日とする株式譲渡契約を締結いたしました。

これにより、アルファコムは、当社の連結範囲から除外されます。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年5月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 31,065,600株
- ② 発行済株式の総数 8,308,000株 (自己株式597,076株を含む)
- ③ 株主数 10,704名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社 A M	1,196,000	15.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	212,900	2.76
野村証券株式会社	153,100	1.98
アイケイ取引先持株会	152,000	1.97
飯田 裕	146,200	1.89
飯田 清子	133,100	1.72
鬼頭 洋介	116,500	1.51
飯田 悠起	112,700	1.46
山中 亜子	110,700	1.43
栗田 和代	93,000	1.20

(注) 当社は、自己株式597,076株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対して交付した株式の状況

当社は、2019年8月22日開催の第38期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2023年9月12日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年9月29日付で当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名及び子会社の取締役5名に対し、自己株式24,200株を交付しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権
発行決議日		2019年9月10日
新株予約権の数		320個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 32,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 44,400円 (1株当たり 444円)
権利行使期間		2022年10月1日から 2027年9月30日まで
行使の条件		(注)
役員 保有状況	取締役 (監査等委員・社外取締役を除く)	新株予約権の数 240個 目的となる株式数 24,000株 保有者数 3人

(注) 権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、執行役員、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況
(第3回新株予約権)

当社は、2021年9月24日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社グループの経営陣並びに従業員が一丸となり、責任を持って中期経営計画を達成し、株主価値の向上を意識した企業経営を推進するためには、適切なインセンティブの制度設計が肝要であると考え、より一層の事業意欲及び士気を向上させながら、経営陣並びに従業員と株主の利害の連動性を高めることが必要であると考え、当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

		第3回新株予約権
発行決議日		2021年9月24日
新株予約権の数		2,350個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 235,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 60,600円 (1株当たり 606円)
権利行使期間		2024年8月1日から 2029年7月31日まで
行使の条件		(注)
割当先	当社取締役(監査等委員・社外取締役を除く)、従業員並びに当社子会社の取締役および従業員	新株予約権の数 2,350個 目的となる株式数 235,000株 保有者数 90人

(注) 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、2022年5月期から2024年5月期のいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書、以下同様。)及び連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書、以下同様。)から求められる調整後EBITDAが下記(a)または(b)に定める水準を超過した場合、それぞれに定められている割合(以下、「行使可能割合」という。ただし、1個未満の端数が生じる場合においては切り捨てるものとする。)を上限として、本新株予約権を行使することができる。

- (a) 調整後EBITDAが1,350百万円を超過した場合：行使可能割合40%
- (b) 調整後EBITDAが1,970百万円を超過した場合：行使可能割合100%

なお、当該調整後EBITDAの計算においては【EBITDA(営業利益+償却費)±M&A 関連費用±構造改革費用(株式報酬費用含む)】とし、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員並びに業務委託契約関係が継続していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

なお、第3回新株予約権は上記の(注)①に記載の行使条件を達成できなかったことから、2024年7月12日に本新株予約権のすべてが消滅いたしております。

(第4回新株予約権)

当社は、2023年7月27日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社グループの経営陣並びに従業員が一丸となり、中長期的な当社の業績拡大と企業価値の増大に向けてより一層の事業意欲及び士気を向上させながら、目標を達成することが必要であると考え、当社の取締役(監査等及び従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員)に対し、下記のとおり新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

		第4回新株予約権	
発行決議日		2023年7月27日	
新株予約権の数		995個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 99,500株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり1,000円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 37,200円 (1株当たり 372円)	
権利行使期間		2025年9月1日から 2030年8月31日まで	
行使の条件		(注)	
割 当 先	当社取締役(監査等委員・社外取締役を除く)、従業員並びに当社子会社の取締役および従業員	新株予約権の数	995個
		目的となる株式数	99,500株
		保有者数	29人

(注) 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、2024年5月期及び2025年5月期の事業年度における当社の連結損益計算書に記載された連結営業利益がいずれも300百万円を超過し、かつ、当該2事業年度における連結営業利益の合計額が800百万円を超過した場合に限り、これ以降本新株予約権を行使することができる。

なお、当該連結営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権

にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。

- ② 上記①にかかわらず、本新株予約権の割当日から 2025年8月17日までの間に、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が、一度でも行使価額の70%を下回った場合、それ以降、新株予約権者は未行使の本新株予約権を行使することができない。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役 の 状 況 (2024年 5月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長兼CEO	飯 田 裕	艾瑞碧(上海)化粧品有限公司董事長
代表取締役社長兼COO	長 野 庄 吾	株式会社プライムダイレクト代表取締役社長 I.K Trading Company Limited Director
常 務 取 締 役	高 橋 伸 宜	管理統括
取 締 役 (常勤監査等委員)	山 本 あ つ 美	株式会社ニイタカ取締役 (監査等委員) 株式会社ユニバンス取締役 (監査等委員)
取 締 役 (監査等委員)	和 田 圭 介	オリンピック法律事務所パートナー
取 締 役 (監査等委員)	菅 生 新	株式会社エグゼクティブ代表取締役 株式会社ニューイング代表取締役 株式会社アンビション代表取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)山本あつ美氏、和田圭介氏、菅生 新氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)山本あつ美氏、和田圭介氏、菅生 新氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 取締役(監査等委員)山本あつ美氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員会の円滑な運営と監査・監督機能の実効性を高めるため、取締役(監査等委員)山本あつ美氏を常勤の監査等委員に選定しております。チームマネージャー職以上で構成する重要な会議等に出席するほか、日常的に取締役(監査等委員を除く)及び従業員から業務執行に係る重要情報を収集しております。また、内部監査室及び会計監査人との緊密な連携が図られております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員と会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
該当事項はありません。

⑤ 取締役の報酬等

当社は2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を決議しております。その決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系を取り入れつつ、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動を考慮した賞与および非金銭報酬である株式報酬（ストック・オプション、譲渡制限付株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役にについては、その職務に鑑み、基本報酬と賞与を支払うこととする。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、毎月の固定報酬とし、内規で定められた各取締役の役位に応じた報酬額を基準とし、担当職務に応じて、各期の業績、貢献度、他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役会で決定するものとする。

ハ. 賞与の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の業務執行取締役の賞与は、業績連動報酬としての効果を有しており、業績貢献への意欲を高めることを目的とし、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため当社連結業績の前連結会計年度における税引前当期純利益の約9%を目途として算出された額を賞与総額として、役位等により個別の額を取締役に決定し、毎年、一定の時期に支給するものとする。

ニ. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、株主価値を意識した経営の推進を図ることを目的としてストック・オプションを付与することとし、株主総会で決定したストック・オプション報酬額の限度内(年額20百万円以内、新株予約権の総数上限は500個、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株)において、個別に個数を割り当て、取締役会で決定するものとする。

また、当社グループの中長期的な業績向上への貢献意欲を高めるとともに、株主様との利益意識の共有を図ることなどを目的とし、譲渡制限付株式報酬を支給することとし、株主総会で決定した譲渡制限付株式報酬の限度内(年額10百万円以内)において、役位等に応じて個別に個数を割り当て、取締役会で決定するものとする。

ホ. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、非金銭報酬の額のウェイトを考慮し、社外取締役の意見も踏まえ決定するものとする。

ヘ. 当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が、決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、個人別の報酬等の具体的内容については、上記報酬等の決定手続については各報酬の決定方針に従い、監査等委員である社外取締役の意見を踏まえたうえで、取締役会にて個別決定しておりますことから、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	ストックオプション	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	76,652 (-)	70,800 (-)	- (-)	5,852 (-)	- (-)	3 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	10,800 (10,800)	10,800 (10,800)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外取締役)	87,452 (10,800)	81,600 (10,800)	- (-)	5,852 (-)	- (-)	6 (3)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年8月24日開催の第35期定時株主総会において、賞与を含めた報酬として、各事業年度を対象とする年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は4名となります。また、2019年8月22日開催の第38期定時株主総会において、別枠の報酬として譲渡制限付株式報酬額として年額10百万円以内、ストック・オプション報酬額を年額20百万円以内(新株予約権の総数上限は500個、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株)とそれぞれ決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は4名となります。
2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年8月24日開催の第35期定時株主総会において賞与を含めた報酬として、各事業年度を対象とする年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名となります。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）山本あつ美氏は、株式会社ユニバンス及び株式会社ニイタカの取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）和田圭介氏は、オリンピア法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）菅生 新氏は、株式会社エグゼクティブ、株式会社ニューイング及び株式会社アンビションの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (常勤監査等委員) 山本あつ美	取締役就任以降に当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、公認会計士としての専門的見地から主に会計についての意見を述べております。また、内部監査等について適宜必要な発言・アドバイスを述べており、議案審議等においても必要な発言を適宜行っており、その役割を果たしております。さらに、指名・報酬委員会の委員として有益な助言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 和田圭介	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から遵法及び事業の健全性等についての意見・アドバイスを述べております。議案審議等においても必要な発言を適宜行っており、適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として有益な助言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 菅生新	当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回、監査等委員会14回のうち12回に出席いたしました。経営者として、また、複数の企業での要職の経験から事業の健全性等についての意見・アドバイスを述べております。議案審議等においても必要な発言を適宜行っており、適切な役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 栄監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等を検討した結果、報酬等の額について同意いたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

⑤ 補償契約の内容の概要等
該当事項はありません。

(5) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(2024年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,023,827	流動負債	2,482,341
現金及び預金	576,295	買掛金	782,210
受取手形及び売掛金	2,294,802	1年内返済予定の長期借入金	709,981
商品及び製品	1,775,236	未払金	557,638
原材料及び貯蔵品	14,870	未払法人税等	66,289
その他	363,701	賞与引当金	37,101
貸倒引当金	△1,080	事業損失引当金	1,145
固定資産	983,385	その他	327,975
有形固定資産	219,325	固定負債	1,354,625
建物及び構築物	95,237	長期借入金	1,040,199
土地	80,216	退職給付に係る負債	136,791
その他	43,870	その他	177,634
無形固定資産	408,934	負債合計	3,836,966
のれん	80,339	(純資産の部)	
ソフトウェア	327,235	株主資本	2,159,082
その他	1,359	資本金	620,949
投資その他の資産	355,125	資本剰余金	681,809
投資有価証券	24,428	利益剰余金	1,075,646
長期貸付金	65,277	自己株式	△219,322
繰延税金資産	135,285	その他の包括利益累計額	△10,144
差入保証金	100,446	為替換算調整勘定	△10,144
その他	40,213	新株予約権	21,306
貸倒引当金	△10,526	純資産合計	2,170,245
資産合計	6,007,212	負債及び純資産合計	6,007,212

連結損益計算書

(2023年6月1日から
2024年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	14,049,266
売上原価	8,203,921
売上総利益	5,845,344
販売費及び一般管理費	5,503,595
営業利益	341,749
営業外収益	
受取利息	618
受取替差益	2,435
受取家賃	597
未払配当金除斥	1,295
新株予約権戻入	3,162
その他	1,873
営業外費用	
支店引当金繰入	10,692
事業損失	362
退店違約金	620
経常利益	11,676
特別利益	340,056
商標権譲渡益	3,000
訴訟関連損失戻入	14,611
特別損失	
減損損失	46,592
税金等調整前当期純利益	46,592
法人税、住民税及び事業税	311,075
法人税等調整額	103,573
当期純利益	△21,956
81,616	
229,458	
親会社株主に帰属する当期純利益	229,458

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2024年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	937,465	流 動 負 債	1,423,857
現金及び預金	120,098	1年内返済予定の長期借入金	669,661
売掛金	84,507	未払金	78,397
前払費用	35,168	未払費用	16,565
短期貸付金	610,024	預り金	630,012
その他	88,686	賞与引当金	7,500
貸倒引当金	△1,021	関係会社事業損失引当金	21,163
固 定 資 産	3,790,678	その他	557
有形固定資産	186,198	固 定 負 債	1,198,831
建物	70,471	長期借入金	989,659
土地	80,216	退職給付引当金	48,472
その他	35,510	その他	160,700
無形固定資産	319,952	負 債 合 計	2,622,689
ソフトウェア	318,743	(純 資 産 の 部)	
その他	1,209	株 主 資 本	2,084,148
投資その他の資産	3,284,527	資 本 金	620,949
関係会社株式	2,604,901	資 本 剰 余 金	679,809
長期貸付金	1,675,012	資 本 準 備 金	543,649
繰延税金資産	95,249	その他資本剰余金	136,159
その他	121,593	利 益 剰 余 金	1,002,711
貸倒引当金	△1,212,230	利 益 準 備 金	9,500
資 産 合 計	4,728,144	その他利益剰余金	993,211
		別途積立金	400,000
		繰越利益剰余金	593,211
		自 己 株 式	△219,322
		新株予約権	21,306
		純 資 産 合 計	2,105,454
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,728,144

損 益 計 算 書

(2023年6月1日から
2024年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	683,632
売上原価	-
売上総利益	683,632
販売費及び一般管理費	606,623
営業利益	77,009
営業外収益	
受取利息	16,736
受取手数料	785
為替差益	2,270
関係会社事業損失引当金戻入額	9,542
その他	11,524
営業外費用	
支払利息	9,420
貸倒引当金繰入額	41,377
経常利益	67,071
特別利益	
商標権譲渡益	3,000
特別損失	
関係会社株式評価損	3,120
税引前当期純利益	66,951
法人税、住民税及び事業税	17,520
法人税等調整額	△1,269
当期純利益	50,701

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年7月11日

株式会社 I Kホールディングス
取締役会 御中

栄監査法人
名古屋事務所

指 定 社 員	公認会計士	玉 置 浩 一
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	近 藤 雄 大
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 I Kホールディングスの2023年6月1日から2024年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 I Kホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含ま

れておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため

に、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年7月11日

株式会社 I Kホールディングス
取締役会 御中

栄監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員	公認会計士	玉 置 浩 一
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	近 藤 雄 大
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 I Kホールディングスの2023年6月1日から2024年5月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下、「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年6月1日から2024年5月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、代表取締役との定例会合を実施し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年7月12日

株式会社 I Kホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 山本 あつ美 ⑩

監査等委員 和田 圭介 ⑩

監査等委員 菅生 新 ⑩

(注) 監査等委員山本あつ美、和田圭介及び菅生新は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考えております。将来の事業展開に備え内部留保による企業体質の強化を図る一方で、利益配分につきましては配当性向20%を目途とし、今後の経営環境等を勘案して決定する方針といたしております。この方針を踏まえ、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき、普通配当を5円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は38,554,620円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年8月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役（監査等委員であるものを除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において各候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	飯田 裕 (1955年3月23日生)	1982年5月 アイケイ商事有限会社（現株式会社IKホールディングス）設立取締役 1990年4月 当社代表取締役社長 2015年8月 当社代表取締役会長兼CEO（現任） (重要な兼職の状況) 艾瑞碧(上海)化粧品有限公司董事長	146,200株
(取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由) 飯田 裕氏は、当社の代表取締役として長年にわたり当社グループの持続的な成長を目指し、常に変革を求めるとともに、強いリーダーシップで経営を牽引してきました。経営に関する豊富な知見と能力及び経験等が当社グループの経営に欠かせないものと判断し、引続き取締役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	ながのしょうご 長野庄吾 (1969年12月25日生)	1995年8月 当社入社 2000年5月 当社営業部部門長 2002年2月 当社営業企画部部門長 2004年3月 当社執行役員 2005年8月 当社取締役 2005年10月 当社取締役兼バイヤーチームマネージャー 2006年6月 当社取締役企画統括兼バイヤーチームマネージャー 2007年4月 当社取締役企画統括 2008年12月 当社取締役ダイレクトマーケティング統括 2012年8月 当社取締役雑貨・ダイレクトマーケティング統括 2013年6月 当社常務取締役雑貨・ダイレクトマーケティング統括 2014年6月 当社専務取締役営業統括 2015年8月 当社代表取締役社長兼COO(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社プライムダイレクト 代表取締役社長 I.K Trading Company Limited Director	65,000株
<p>(取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者とした理由)</p> <p>長野庄吾氏は、長年にわたり企画統括、営業統括を担当する当社の取締役として活躍され、また、現在はCOOとして当社グループの成長・発展に大きな貢献を果たしてまいりました。これらの幅広い経験と実績は当社グループの経営に欠かせないものと判断し、引続き取締役として選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	たか はし のぶ よし 高橋 伸 宜 (1959年4月27日生)	2000年6月 当社入社 2001年6月 当社管理部部門長 2004年3月 当社管理チームマネージャー 2005年8月 当社取締役兼管理チームマネージャー 2006年6月 当社取締役管理統括兼管理チームマネージャー 2012年8月 当社常務取締役管理統括(現任)	47,200株
(取締役(監査等委員であるものを除く。))候補者とした理由) 高橋伸宜氏は、長年にわたり管理統括として、人事、総務、経理等の管理部門全体の統括を務めており、その高い専門性と知見、幅広い経験が当社グループの経営に欠かせないものと判断し、引続き取締役として選任をお願いするものです。			

(注)各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	やまもと あつみ 山本 あつ美 (1976年9月21日生)	2001年4月 株式会社資生堂入社 2010年2月 有限責任あずさ監査法人入所 2014年3月 公認会計士登録 2022年8月 山本あつ美公認会計士事務所所長(現任) 2022年8月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2023年6月 株式会社ユニバンス社外取締役(監査等委員)(現任) 2023年9月 株式会社ニイタカ社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ユニバンス社外取締役(監査等委員) 株式会社ニイタカ社外取締役(監査等委員)	一株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 山本あつ美氏は、公認会計士として上場会社等の会計監査業務に携わった経歴により、会社経営の健全性及び透明性に関する豊富な知見を有しております。同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から取締役会において有益な提言・助言をいただけると考え、引続き取締役として選任をお願いするものです。			
2	わだ けい すけ 和田 圭介 (1979年2月26日生)	2005年10月 弁護士登録 2005年10月 クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業入所 2013年4月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2017年2月 オリμπシア法律事務所パートナー(現任) 2019年8月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) オリμπシア法律事務所パートナー	一株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 和田圭介氏は、法律の専門家として国内のみならず、米国ニューヨーク州の弁護士登録もされており、豊富な経験と高い見識を有しております。同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、取締役会においてコンプライアンスの推進など有益な提言・助言をいただけると考え、引続き取締役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	おお ぼ たか ひこ 大 庭 崇 彦 (1981年4月30日生) 新任	2006年12月 有限責任監査法人トーマツ入所 2010年7月 公認会計士登録 2011年5月 大庭崇彦公認会計事務所所長(現任) 2011年7月 税理士登録 2011年10月 株式会社Bridge創業 代表取締役COO(現ブリッジコンサルティンググループ株式会社) 2021年1月 株式会社テトラワークス創業 代表取締役(現任) 2021年3月 コロンビア・ワークス株式会社社外監査役(現社外取締役(監査等委員))(現任) 2021年3月 南富士有限責任監査法人グループ設立 理事長(現任) 2022年1月 株式会社ユナイテッド・フロント・パートナーズ社外取締役(監査等委員)(現任) 2022年11月 ケイティケイ株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) 2023年1月 MINAMI FUJI ASIA PACIFIC SINGAPORE PTE LTD設立 DIRECTOR(現任) 2023年1月 株式会社ハンモック社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社テトラワークス代表取締役 コロンビア・ワークス株式会社社外監査役 南富士有限責任監査法人グループ理事長 株式会社ユナイテッド・フロント・パートナーズ社外取締役(監査等委員) ケイティケイ株式会社社外取締役(監査等委員) MINAMI FUJI ASIA PACIFIC SINGAPORE PTE LTD DIRECTOR 株式会社ハンモック社外監査役	一株
(監査等委員である取締役候補者とした理由等) 大庭崇彦氏は、税理士、公認会計士としての専門的知識と経験を有しております。また、経営者としても活躍されていることから監査等委員である取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社の経営意思決定の健全性・適正性の確保に資することを期待し選任をお願いするものです。			

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山本あつ美氏、和田圭介氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 山本あつ美氏、和田圭介氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。山本あつ美氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となり和田圭介氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
4. 山本あつ美氏及び和田圭介氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、両氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 山本あつ美氏、和田圭介氏と当社の間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏が原案どおり再選されますと、当該責任限定契約は継続となります。また、大庭崇彦氏が原案どおり選任されますと、当社は同氏との間で前述の責任限定契約を締結する予定であります。

【ご参考】本総会終結後の各役員のスキルマトリックス

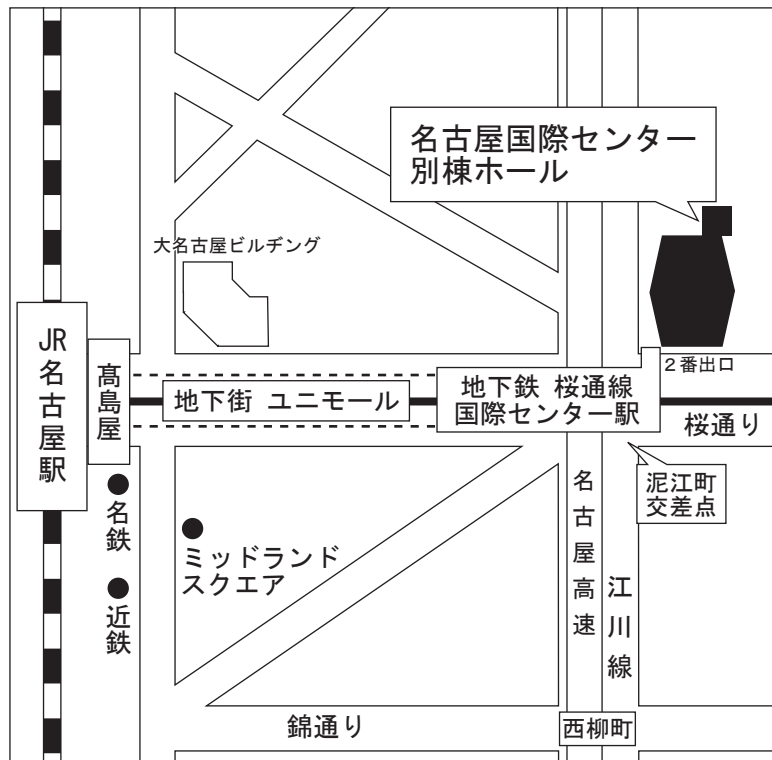
本総会において第2号議案及び第3号議案が原案どおりに承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

氏名	区分	社外 独立	企業経営	マーケ ティング	品質 管理	組織・ 人材	法務・ リスク管理	財務・ 会計
飯田 裕	取締役		○	○	○	○		
長野 庄吾	取締役		○	○	○	○		
高橋 伸宜	取締役		○			○	○	○
山本 あつ美	取締役 監査等委員	○			○		○	○
和田 圭介	取締役 監査等委員	○					○	
大庭 崇彦	取締役監査 等委員		○				○	○

以上

株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市中村区那古野一丁目47番1号
名古屋国際センター 別棟ホール



交通機関

- ・ JR名古屋駅 桜通口から徒歩7分
(地下街ユニモールを進んでいただくと、国際センター駅2番出口方面から連絡通路直結)
 - ・ 地下鉄桜通線「国際センター駅」2番出口方面から連絡通路直結
- ※当日は駐車場のご用意ができませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

(お知らせ)

決議通知及び事業報告の送付は取り止めており、当社ホームページに掲載いたしております。

掲載アドレス https://www.ai-kei.co.jp/ir/library_stockholder